

資料 1

平成 28 年度第 1 回行財政改革推進本部提案 審議・報告・その他
提出日：平成 28 年 5 月 23 日
担当部・課：財務部行政経営課〔行政経営課 内線 5213〕

① 件 名
使用料・手数料等の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 消費税の引上げについては、平成 27 年 3 月に「所得税法等の一部を改正する法律」が成立し、平成 29 年 4 月 1 日から消費税率を 10%へ引上げることが予定されている。 本市の使用料・手数料等についても、公共下水道使用料等について消費税が課税されており、また、非課税扱いとなっているものであっても、光熱水費等の歳出増加に合わせた適正な金額に改正することが必要である。加えて、合併時から多くの使用料・手数料等が見直しを行っていない状況であり、再度見直しが必要である。 ※消費税の増税については改正時期が流動的になっており、その動向に注視しながら使用料・手数料等の改正を行う。</p> <p>【目的】 消費税増税に併せて使用料・手数料等の見直しを行うことにより受益者負担の適正化を図る。</p>
③ 根拠法令及び震災復興基本計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 ・使用料・手数料見直し指針 ・平成 25・26 年度石巻市行財政運営方針</p> <p>【〔総合計画・震災復興基本計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は〔個別計画との整合性〕行財政運営プラン：<input checked="" type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 18 年 2 月石巻市行政改革大綱を策定 平成 19 年 2 月石巻市集中改革プランを策定 平成 20 年 5 月使用料・手数料見直し指針を策定 平成 23 年 2 月石巻市行財政改革推進プランを策定 平成 27 年 2 月石巻市行財政運営プランを策定
⑤ 主な内容
<p>現在の使用料・手数料等については、合併時から多くの使用料・手数料が現在まで見直しを行っておらず、消費税の課税状況についても「条例で利用金額に消費税率を乗じると定めているもの」、「消費税を加算して利用金額を定めているもの」、「それ以外のもの」が混在しているため、下記の基本方針により見直し及び改正を行う。</p> <p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none">合併時から多くの使用料・手数料が現在まで見直しを行っていない状況のため、既存する全ての使用料・手数料等について、平成 20 年 5 月に策定した見直し指針に基づいて再度見直しを行う。その後、見直しを行った結果に基づき適正料金に改正・検討を行う。消費税を加算して利用金額を定めている使用料・手数料等については消費税が改正するのに併せて、消費税増額分を平成 29 年 4 月 1 日に改正を行う。その後、見直しを行った結果に基づき消費税以外の本体料金について分類ごとに区分けし、平成 30 年 4 月 1 日に改正を行う。それ以外の使用料・手数料等については、平成 30 年 4 月 1 日に改正を行う。ただし見直しを行った結果、分類ごとに区分けし、改正内容及び時期について調整を行う。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
使用料・手数料等の見直しを行うことにより受益者負担の適正化を図る事が出来る
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
仙台市：平成28年10月1日から一部の使用料・手数料について料金改正
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
平成28年6月～平成29年6月：使用料・手数料等の見直し、改定料金の算定 ※平成28年9月：議会提案（消費税増額分） ※平成29年4月：改正条例施行（消費税増額分） 平成29年9月：議会提案 平成30年4月：改正条例施行
⑨ その他